

長島地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
平泉町	平成26年3月26日	令和3年3月8日
対象地区名(地区内の集落名)		
長島地区(14区・15区・16区・17区・18区・19区・20区・21区)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	693.90 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	563.80 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	147.30 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	47.10 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	58.50 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.50 ha
(備考)	

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>長島地区全体では集積率は50%以上となっているが、17区・18区については中山間地域のため圃場条件に制約があり、農地の利用集積が難しく、50%を大きく下回る現状にある。また、地域に受け手となる担い手がいないため、新たな担い手の確保が必要である。</p> <p>山手側では未整備の田が多く、農作業の効率が悪い。また、小規模の兼業農家が多く、生産コストの削減が難しい地域である。</p>
--

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> 水田の効率的利用を図るため、大豆、麦、飼料作物の団地化を進めていく。 既存担い手の経営拡大を進めるとともに、女性農業者や新規就農者の確保を図る。 気象条件を活かし、果樹の産地拡大と品質向上を目指す。
<ul style="list-style-type: none"> 17区の農地利用は他地区の中心経営体である農事組合法人が樹園地として面積を拡大し担っていく。また、プランの実践にあたり、地域内の話し合いを継続していく。
<ul style="list-style-type: none"> 18区の農地利用は当分は自作等で担っていくが、将来的には他地区の中心経営体である認定農業者と他市町村の認定農業者が担っていく。また、プランの実践にあたり、地域内の話し合いを継続していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 園芸作物等の生産振興	<ul style="list-style-type: none"> ・樹園地としての農地の貸し出し面積を増やし、醸造用、生食用ぶどう生産の拡大に取り組む。(17区)
(2) 後継者の育成、新規就農の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・個人経営体の世代交代を推進する。また、他地区の中心経営体の参画を推進する。(18区) ・Uターン等による新規就農への参画を推進する。(18区)
(3) 耕作放棄地の解消・再生利用	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用し、農地の耕作放棄地化を防ぐとともに、除草・伐採・整地作業等、荒廃農地の再生に取り組む。(17区・18区) ・束稲山麓地域の農業システムの継承に向けた活動により、民間企業と連携した地域活性化に向けた活動に取り組む。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	21 人	3 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	1 人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	27 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	386.20 ha	693.90 ha	55.6 %
今後	387.70 ha	693.90 ha	55.9 %